

所得税の確定申告会場は「すばるホール3階（富田林市）」

【開設期間】2月16日(金)～3月15日(金) ※(土)(日)などを除く(2月25日(日)は開設)

【受付時間】9:00～16:00 ご注意ください!

- ・入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ウェブサイトで詳細をご確認ください。
- ・混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。 ・富田林税務署内には、確定申告会場は開設しておりません。

●確定申告は『e-Tax』をご利用ください

「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などの申告に当たっては、簡単・便利なスマートフォンを利用した申告をお勧めします。確定申告書の作成に当たっては、国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すれば自動計算され、作成した申告書はスマートフォンを利用して簡単にe-Tax送信(提出)することができます。

なお、マイナンバーカードを使用して、マイナポータルにログインしていただくことで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行っていただくことが可能です。

●令和5年分の申告期限、納期限などについて

税目など	申告および納期限	口座振替	
申告所得税および復興特別所得税	令和6年3月15日(金)	確定分	令和6年4月23日(火)
		延納分	令和6年5月31日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)	
贈与税	令和6年3月15日(金)	-	

●国税のスマートフォンアプリ納付が利用可能です

6つのPay払いから納付手続きが行えます。国税庁ウェブサイトで詳細をご確認ください。

☎ 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281

市府民税、軽自動車税の申告など

《市・府民税の申告》 令和6年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

【受付】2月16日(金)～3月15日(金) ※(土)(日)を除く 9:30～12:00 / 13:00～16:00

【会場】市役所本館1階ロビー 【郵送先】〒583-8585 誉田4-1-1 税務課市民税担当 宛

①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。(例)給与・年金の源泉徴収票、生命保険などの控除証明書

②医療費の申告をされる方は合計額計算および明細書をご準備ください。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式選択が所得税の確定申告のみで申告手続きが完結するよう簡素化されました。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

※ご自身で作成された所得税の確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

●申告が必要な方

本市在住(令和6年1月1日現在)で、前年中に所得があり、所得税の確定申告書提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方。

(例)●2カ所以上から給与の支払いを受けていた方。●公的年金受給者で年金以外に収入がある方。●公的年金受給者で各種控除を受けようとする方。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップを含む)も併せて申告する必要があります。

☎ 税務課 市民税担当

《市・府民税申告書》

前年中に市・府民税申告を行った方を対象に、令和6年度市・府民税申告書を送付いたします。申告書は下記の方法でも取得できます。

●税務課窓口、支所または申告会場へ来庁 ●市ウェブサイトより申告書をプリントアウト ●郵送(税務課市民税担当へお問合せください。)

また市ウェブサイトより市・府民税申告書が作成できます。

詳細は「羽曳野市 税額シミュレーション」と検索してご覧ください。

☎ 税務課 市民税担当

《バイクや軽自動車などの異動申告》

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車・名義変更する場合や、所有者(使用者)が車両を持って転出する場合は、右表の区分により手続きをしてください。(4月2日以降に廃車や名義変更により譲渡した方は、令和6年度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。)

※市役所の手続きで必要書類をご不明な場合は、市ウェブサイトをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出していただき、発行される受理票を持参のうえ税務課まで届け出てください。

※3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕をもってお手続きください。

申告区分	受付場所	必要な書類・問合せ先
原動機付自転車など	市役所税務課(本館1階8番窓口)	申告済証・ナンバープレート・譲渡証明書(名義変更の場合)・届出者の本人確認書類・委任状(同一世帯の親族以外が申請する場合。同一世帯でも転出している場合は委任状が必要。)
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地) にお問い合わせください。 ☎ 050-5540-2060	
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所(和泉市伏屋町1-13-3) にお問い合わせください。 ☎ 050-3816-1842	

※一部の三輪・四輪の軽自動車については、令和6年度から税額が変わる場合があります(重課等)。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

☎ 税務課 課税総務担当